

【平成28年第3回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成28年10月17日 環境委員長 斎藤 隆司

- 「議案第118号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 廃棄物処理手数料等の改正に関する事業者及び市民に影響がある種別について

主に事業者が取り扱う種別は、「ごみの処理」、「し尿の処理」、「可燃性固体物の処理」及び「不燃性固体物の処理」であり、事業者及び市民が取り扱う種別は、「犬、猫等の死体の処理」、「汚泥の処理」及び「浄化槽等の清掃」である。

* 事業者及び市民が利用する浄化槽の設置数について

平成26年度の実績では、事業者が利用している設置数は1,791基、市民が利用している設置基数は2,940基である。

* 現行及び改正後の浄化槽等清掃手数料について

1.5立方メートルまでは現行4,300円、改正後は6,450円、1.5立方メートルを超えた場合は、現行では1立方メートルごとに2,100円、改定後は、3,150円を加えた金額である。

* 浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合について

平成25、26年の平均で計算される受益者負担割合は、15.9%であり、今回の手数料の引上げによって、受益者負担割合は、24%程度になる見込みである。仮に100%受益者負担になった場合、清掃手数料は、2万円程度になる見込みである。

* 小規模事業者に対する10キログラム控除制度について

平成12年9月まではすべての事業者に対して一日当たり10キログラムまでのごみは無料であったが、平成12年度の川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、控除制度を廃止した。なお、小規模事業者に対しては、経済的負担軽減のため、当面の間、控除制度を継続していたが、この制度は、平成16年度に全て廃止した経緯がある。

* 不況が長引いているこの時期に一般廃棄物処理手数料等の引上げを行うことの検討について

平成26年7月に「受益と負担の適正化」の基本的な考え方に基づき、市が設置している公の施設の使用料、市が提供している行政サービスの手数料について設定基準が設けられ、その基準に基づき、2年間検討した結果、この時期に引上げを決定したものである。

* 一般廃棄物のごみ処理手数料の受益者負担割合について

現行のごみ処理手数料の1キログラム当たり12円で計算すると受益者負担割合は、78.8%であり、15円に引き上げることで98%程度になる見込みである。

* 今回の手数料の引上げに関する事業者等への説明について

収集運搬事業者に対しては、これまで個別に説明を行ってきた経緯があるが、

排出事業者に対しては、今回の引上げの実施を行うに当たって今後丁寧に説明していく予定である。

* 事業系一般廃棄物処理手数料等の引上げに関する収集運搬事業者及び排出事業者双方に対しての周知徹底について

収集運搬事業者に対しては適宜、説明会を開催する等の対応を行い、排出事業者である商店街等関係団体に対しても丁寧な説明を行っていく予定である。

* 廃棄物の収集運搬業務の入札における最低制限価格について

本市では、最低制限価格を設けていないが、安定的な収集運搬業務を進める上で他都市等の状況を踏まえ、検討を行っている。

* 市内の収集運搬事業者の育成について

市内事業者の育成については、収集運搬事業者に対してモニタリングを実施しながら指導・助言を行っている。また、契約期間中の受託者の育成の観点から、本市の契約期間は原則単年度契約とされているところ、収集運搬業務の契約については、期間を3年としている。今後の更なる契約期間の延長については、社会状況等を踏まえ検討していく。

* 空き瓶や小物金属の排出方法の周知徹底について

これまで、冊子、広報誌、市政だより、ホームページ等を活用し、普及啓発を行っており、また、今年度はスマートフォンアプリでも周知を行っている。

今後もより一層分かりやすく、適正な排出方法の周知徹底を検討していく。

《意見》

* 今回の手数料等の引上げに当たっては、適正に納付している排出事業者に対して、不公平とならないよう納付の適正化に努めるなど、不納欠損額の縮減を図ってほしい。

* 収集運搬事業者については、高額な収集車両の購入等が必要である点を考慮して、契約期間を3年とするだけではなく、5年とすることについても検討してほしい。

* 今回の条例改正については、事業者だけではなく、市民も対象となる種別が含まれている点があり、浄化槽の清掃手数料一つをとっても、受益者負担割合が100%になるまで4年ごとに条例の改正を見込んでおり、基準の設定方法に問題があると考える。また、事業系ごみの処理手数料に関しても、不況が長引いているこの時期に値上げを行うことは、市内の事業者の経営を圧迫することが明らかであるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第119号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第120号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 受益者負担割合を計算する上での収入と支出の詳細の考え方について

平成25、26年度の決算数値を基礎として、収入は利用料金を、支出は指定管理者が施設の管理運営に要した経費を積み上げたランニングコストをそれぞれ計上し、算出している。

* 原価計算の対象経費をランニングコストのみとし、イニシャルコストを含めない理由について

受益と負担の適正化の基本的な考え方に基づき、法的な位置付け、性質、受益者の範囲などを考慮し、本施設については、市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得ると判断し、イニシャルコストを含めない設定基準とした。

* 受益者負担割合を50%とした理由について

公の施設の標準的受益者負担割合の考え方に基づき、本施設は運動施設であり、市民一人一人によってサービスの必要性が異なることや、民間の類似施設が一定程度存在することを踏まえて、受益者負担割合を50%と設定したものである。

* 収益増になった場合の施設の運営について

指定管理者と協議の上、指定管理料の減額を行うことや、施設の利便性・サービスの向上のために収益を充てることなどについて、施設全体を考慮し検討していく。

《意見》

* 今回の条例の改正については、4年に一度の見直しを見込んでおり、最終的には、利用料金が1.5倍になる計算である。当該施設の収益が増加したとしても指定管理料が減額される可能性があり、市民には利益がないと考える。また、値上がりが続けば利用者の減少を招く恐れがあり、値上げの理由が不合理であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第124号 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第143号 平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決